

(公社) 広島県宅地建物取引業協会会長 様

広島県土木建築局住宅課長

平成30年7月豪雨災害に係るみなし仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ）の
火災保険等損害保険について

このことについて、個別別件ごとに火災保険等損害保険（以下「火災保険」という。）に加入に御協力をいただいておりますが、申込件数の増加等により対応可能な火災保険に限りがあることから、県が三井住友海上火災保険株式会社と包括契約を締結し保険に加入することとなりました（広島市が借上げる物件を除く）。

ついては、火災保険の取扱いについては、次のとおり対応をお願いします。

1 包括契約による火災保険の対象

契約期間の始期が平成30年8月10日から

（原則、平成30年8月10日以降の火災保険の加入は、包括契約となります。）

2 火災保険の補償内容

種類	保険金額
借家人賠償責任保険	2,000万円（免責金額：0円）
個人賠償責任保険	1億円（免責金額：0円）
修繕費用補償	100万円（免責金額：3千円）

3 保険責任期間

平成30年8月10日以降の入居期間で1年間

ただし、借上げ期間内に入居者が退去した場合は、その退去日まで

4 保険の対象となる損害

- (1) 県又は入居者が借上げ住宅所有者に対して法律上の賠償責任を負う場合の損額（不測かつ突発的な事故による破損、汚損による損害を含む「オール・リスク型」）
- (2) 入居者が借上げ住宅の使用、管理に起因する法律上の賠償責任を負う場合の損害
- (3) 入居者が使用貸借契約上又は緊急時に自己の費用で修理した場合の修理費用

5 その他

- (1) 原則として、平成30年8月10日以降の火災保険の加入は、包括契約に基づく火災保険としますが、「借上げ住宅申込書」の提出時において、火災保険に加入する手続きを行っている場合は、個別に加入することは可能です。
- (2) 包括契約に基づく火災保険に加入する場合は、契約時に県へ提出をお願いしている「借家人損害賠償保険申込書」の提出は不要です。又、「被災者向け借上げ住宅賃貸借契約書（定期借家契約）」及び「被災者向け借上げ住宅使用貸借契約書」の引受保険会社の記入は不要です。

担当：住宅企画グループ

電話：082-513-4164（ダイヤルイン）

メール：dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

（担当者 藤田，山口）